

移動式クレーン定期自主検査者安全教育実施要領

日本クレーン協会長野支部教習センター

集合8:55

講 習 科 目		講 習 時 間	
関係法令等の概要	労働安全衛生法	9:00 ~ 9:20	20min
	労働安全衛生法施行令		
	クレーン等安全規則		
	移動式クレーン構造規格、過負荷防止装置構造規格		
	道交法 車両制限令		
検査項目・検査方法 判定基準及び解説	上部旋回体 下部旋回体	9:20 ~ 12:00 (休憩10分)	2.5h
	昼休み	12:00 ~ 12:45	
検査項目・検査方法 判定基準及び解説 参考資料	下部走行体 アウトリガ フロントアタッチメント	12:45 ~ 16:25 (休憩15分)	3.0h 25min
	安全装置 各部給油一般 荷重試験		
	「移動式クレーン定期自主検査指針」使用上の留意点について		
	移動式クレーン年次自主検査表		
	作動油(油圧装置関係)		
	カラーチェック		
	クレーンに使用されるワイヤーロープ		
	SI単位について		

【一般事項】

- 1 全ての科目を受講し、学科及び実技試験の合格した者に修了証を交付します。
- 2 開講時刻に遅刻した者は受講を認めません。講習の途中で退席等欠講した者は以降の受講は認めません。
- 3 受講中、講師の指示に従わない者、受験に不正があった者、他の受講者に迷惑な行為のあった者は採点の結果の如何に拘らず不合格とします。
- 4 受講中は携帯電話の使用、喫煙、飲食を禁止します。
- 5 講習開始前、点呼を取り出欠を確認します。
- 6 講師は(一社)日本クレーン協会長野支部の登録講師から指名します。